

「自転車の安全利用推進月間」実施要領

1 目的

昨年の県内における自転車乗用中の死傷者は、684人（前年対比-123人）で、死傷者全体の約1割（10.5%）を占めています。

特に、自転車乗用中の死傷者（第1・2当事者）のうち法令違反が認められる者の割合が約9割を占め、いまだ自転車の交通秩序が改善されているとは言い難い状況にあるほか、自転車乗用中の死者9人のうち、高齢者が6人と約7割（66.7%）を占めていることから、高齢者を重点に、自転車利用者の交通ルールの遵守と自転車の安全利用の促進が求められています。

加えて、自転車側が加害者となる高額賠償事故が発生している現状を踏まえ、被害者の救済等を目的とした損害賠償責任保険等への加入を促進する必要があります。

また、平成29年5月1日には、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に、5月5日を自転車の日、毎年5月を自転車月間と定めた「自転車活用推進法」が施行されました。

こうした情勢を踏まえ、自転車の交通事故防止を目的に、5月を「自転車の安全利用推進月間」と定め、関係機関・団体等と連携を図りながら、各種啓発・広報活動を実施することとします。

2 実施期間

2019年5月1日（水）から同月31日（金）

3 運動の重点

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールと交通マナーの周知徹底
- (2) 自転車の安全性の確保
- (3) 自転車事故に備えた損害賠償責任保険等への加入促進

4 推進項目及び推進事項

推進項目	推進事項
自転車の安全利用に関する交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 学校における交通安全教育を推進し、自転車は道路交通法上の車両であり、車両としての交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを児童・生徒に理解・定着させる。○ 地域や学校では、『自転車安全利用五則』の周知徹底に努めるとともに、『自転車安全利用五則』を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。○ 自転車を運転しての傘差しやスマートフォン・イヤホン使用など「ながら運転」の危険性、及び危険な違反行為（対象危険行為14類型）を繰り返す自転車運転者に対する『自転車運転者講習制度』の周知と交通安全教育を行い、交通ルール・交通マナーの定着化を図る。○ 中学・高校においては、『自転車安全運転チェックシート』を活用し、自転車における基本マナーの定着と向上を図る。○ 「自転車シミュレータ」を使用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施する。○ 「高齢者交通安全大学校」「高齢者自転車安全大会」等において、高齢者の行動特性に応じた自転車安全運転教室を実施する。○ MS及びMSJリーダーズや生徒会などが中心となり、生徒自身に

	<p>よる自転車安全利用の啓発活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全利用推進月間を中心に、中学生・高校生の通学時間帯における街頭啓発活動に努める。 ○ 自転車を放置しないよう、利用者のマナーの向上を図るとともに、放置自転車については、撤去等の措置を講じる。
自転車の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車には側面等への反射材用品の装着と夕暮れ時における早めのライト点灯の推進を図る。 ○ 安全性に優れた幼児二人同乗自転車の利用を促進するとともに、同乗時にはシートベルトを着用するように啓発する。 ○ 子供を幼児用座席に乗せる際や子供が自ら自転車に乗る際の乗車用ヘルメットの着用を徹底させる。 ○ 幼児、児童の手本となるよう、高齢者や中学・高校生をはじめ、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用を啓発する。 ○ 自転車利用者が定期的に点検整備や正しい乗車方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車安全整備制度の拡充を図る。
損害賠償保険等への加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車側が加害者となる高額賠償事故も発生していることから、自動車の任意保険・生命保険・火災保険等に個人損害賠償保険等が付帯しているか確かめ、保険未加入の場合は、被害者の救済等を目的とした損害賠償責任保険等への加入を促進する。(TSマーク付帯保険等)

5 その他配意事項

- 自転車利用の高齢者に対する重点的な安全教育・啓発活動

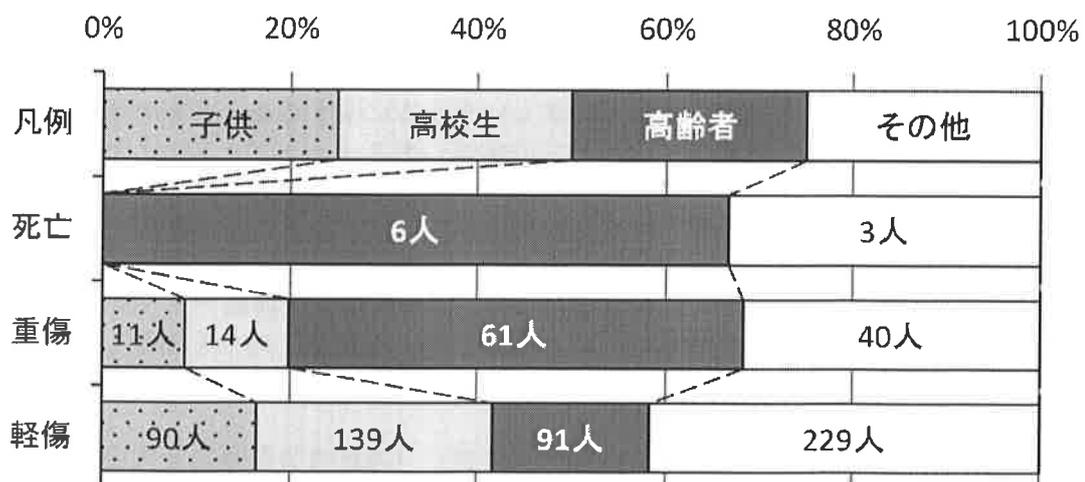
昨年中における自転車乗用中の死者9人（前年対比±0）のうち高齢者は6人と全体の約7割を占め、依然として高率となっていることから、高齢者を重点に自転車シミュレータをはじめとした交通安全教育・啓発を推進する。

6 資料

(1) 統計（平成30年中の自転車関連事故）

ア 年齢別

- 死者は、高齢者が約7割（66.7%）を占めるなど最も被害が多い。
- 重傷者は、高齢者が約半数（48.4%）を占める。
- 軽傷者は、高校生以下が4割強（41.7%）を占める。

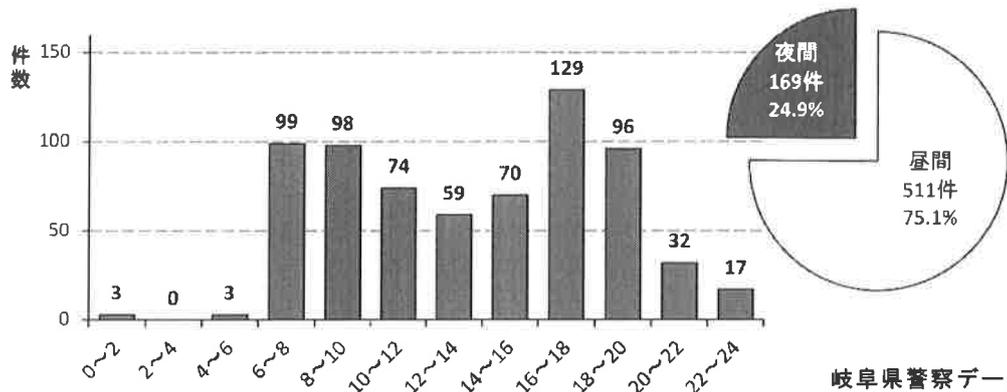


注：子供は中学生以下、高齢者は65歳以上をいう。

岐阜県警察データ

イ 発生時間帯別

- 発生時間帯別では、6時～10時が約3割（28.8%）、16時～20時が3割強（33.1%）を占める。
- 昼夜別では、昼間の発生が約8割（75.1%）を占める。



注: 自転車同士の事故は1件で計上。

(2) 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外※1
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用※2

※1: 「例外」とは

- 道路標識や道路標示で「歩道通行可」に指定されている場合
【道路標識】 【道路標示】



- 運転者が児童・幼児、70歳以上の高齢者、または車道通行に支障がある身体障がい者である場合
- 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道を通行することがやむを得ない場合

※2: 児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項（道路交通法第63条の11）

児童（6歳以上13歳未満）又は幼児（6歳未満）（以下「児童等」という。）を保護する責任ある者は、児童等を自転車の乗車させるときは、当該児童等に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

(3) 自転車運転者講習制度及び対象危険行為（14類型）

ア 「自転車運転者講習制度」とは

交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を反復（3年以上に2回以上）して行った自転車運転者に対して、安全運転の大切さについての「気

付き」を促し、自転車の運転者による交通の危険を防止するため自転車運転講習を実施するもの。

イ 自転車運転講習の対象となる違反行為（危険行為）

- ①信号無視（道路交通法第7条）
- ②通行禁止道路（場所）への通行（同法第8条第1項）
- ③歩行者用道路での歩行者妨害（同法第9条）
- ④歩道通行や車道の右側通行等（同法第17条第1・4・6項）
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害（同法第17条の2第2項）
- ⑥遮断踏切への立入り（同法第33条第2項）
- ⑦左方車優先妨害・優先道路車妨害等（同法第36条）
- ⑧右折時、直進者や左折車への通行妨害（同法第37条）
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等（同法第37条の2）
- ⑩一時不停止（同法第43条）
- ⑪歩道での歩行者妨害等（同法第63条の4第2項）
- ⑫制動装置不備の自転車の運転（同法第63条の9第1項）
- ⑬酒酔い運転（同法第65条第1項）
- ⑭安全運転義務違反（同法第70条）

ウ 罰則

都道府県公安委員会は、一定の違反行為（危険行為）を反復していた自転車運転者に対して「自転車運転者講習」の受講を命じることができる。（同法第108条の3の4）

また、受講命令に従わなかった自転車運転者は、5万円以下の罰金を科せられる。

（同法第120条第1項第17号）

※ 別添資料1…平成30年「らびい通信19号」参照

（4）保険の種類の内容

対 象 種 類	事故の相手方		自 分	取扱先
	生命 ・ 身体	財産	生命 ・ 身体	
T Sマーク 付帯保険	○	×	○	自転車 整備店
個人賠償 責任保険	○	○	×	損害保険 各 社
傷害保険	×	×	○	傷害保険 各 社

※別添資料2…チラシ「自転車も加害者に！守ろう交通ルール」参照

（5）乗車用ヘルメットの重要性等

ア 重要性

- ・ **頭部の防護**～もしもの転倒事故・接触事故などに備え、頭部を守る
- ・ **車へのアピール**～自動車などからの視認性がアップ
- ・ **熱中症対策**～直射日光を受けない
- ・ **安全運転意識の向上**～常に交通ルール・マナーを守るだけでなく、自分の身は自分で守るという安全運転の意識付けにつながる

イ 選び方の注意

頭のサイズにあった、安全基準を備えたものを選ぶ

例：S G規格（製品安全協会）、J I S規格（日本工業規格）

J C F規格（日本自転車競技連盟）、C E規格（EU加盟国安全規格）など

ウ 主な自転車用乗車用ヘルメット

【一般用】



【通学用】



(株)オージーケーカブト協力

【帽子タイプ】



(株)日本パレード協力

